



## 身近なところから、工夫して エコ生活を始めてはどうでしょうか？

まつおか みほこ  
**松岡 美保子さん(陣内)**

今回は、地域で子ども、高齢者とのふれあい活動を続け、また、菜の花コンサートに参加した松岡さんに話を聞きました。

### 笑顔

松岡さんが地域支援活動を始めたきっかけは何ですか？

私は結婚するまでの7年間、看護師の仕事をしていたので、自分の技術を地域に生かしたいと常々考えていました。そんな時、ヘルパー講習の話があったので、真っ先に希望したのが、この活動を始めるきっかけでした。

また、独り暮らしの父が74歳で世界するまで、多くの支援を受けていたの地域に恩返しをしたい気持ちもありました。なんと言っても、連れ合いが私の意思を尊重して背中を押してくれたのが心強かったですね。

**松岡さんは家族への思いが強いようですね。**

私は小学校5年生から結婚するまで父と暮らしていましたが、生活は貧しくて家族の旦那さんなど楽しい思い出はありません。ですから、結婚には家族の温もりを求めていました。連れ合いの「笑顔」が結婚の決め手でしたが、あんなに、温かな人の笑顔に触れたことはありませんでした。家族をもっと生活をしていければ苦労の方が多くかもしれません。でも、連れ合いのおかげで、両親と3人の子どもにも恵まれ、求めている家族のなんら実現できたのです。

### 菜の花のように

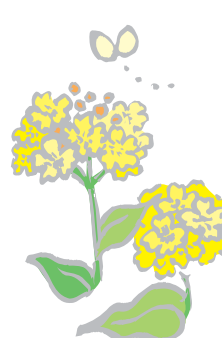
松岡さんは菜の花プロジェクトの一員として、3月の「菜の花コンサート」に参加しましたね。

ついこの前まで、農家では菜の花から菜種油を作り、桃の節句には桃の花と一緒に菜の花を飾ったものです。またあえ物や漬物にし、花蜜などの食用として、余すところ無く生活に生かされていました。今環境を考える時、人や地球に優しい「循環型社会」のお手本として菜の花が見直されているのもうなずけます。私は結婚して30年になりますが、残飯から肥やしを作ってきました。皆さんも、身近なところからエコ生活を始めてはどうでしょうか？

また、このコンサートでは、多くの賛同者が一堂に会し、観客が自然と一体となります。それは、一時のことかもしれませんが、参加者にとって「心豊かになれる」時間でもあるのです。ぜひ、多くの人が参加して欲しいですね。

### バトンリレー

松岡さんは人権教育をどう考えますか。私は、人との出会いから、優しさや生き方を学びました。将来、子ども



菜の花の言葉は「快活な愛」。見てよし、食べてよしの花を飾って、元氣をもらいました。

私たちは、笑顔がでない体験(苦労)をするかもしれません。でも、どんなに辛く悲しくなると、人生は終わりはしないのです。何があっても生き抜くたくましい力を身につけて欲しいのです。

人権教育は自分育てです。私個人の役に立ちたいと行動していることが、実は自分づくりだったのです。なぜなら、その行動のおかげで、不測の事にも毅然とした態度で対応できていることに気付いたからです。

**最後に松岡さんの夢や目標を聞かせてください。**

今からの地域福祉活動は元氣な高齢者を育てることです。そのためには人の話をよく聞いて、探究心をもって交流の輪を広げていきたいですね。

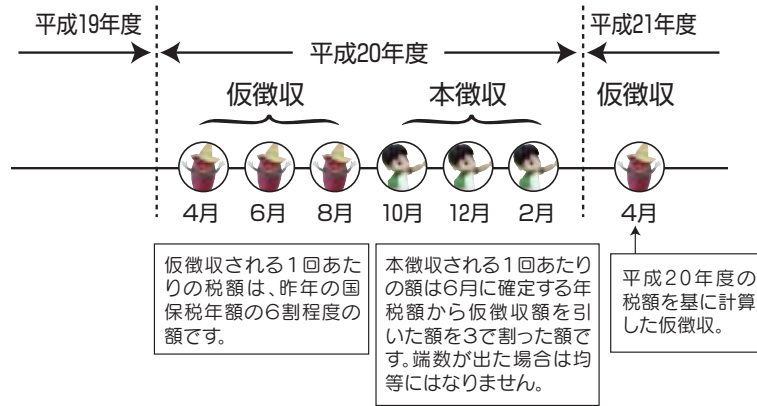
そして、仕事の合間に阿蘇山を望み、「ああ、幸せだなあ」と息づけるこの時間をこれからも大切にしたいと思っています。

## 国民健康保険に加入している65歳以上75歳未満の人へ 年金から国民健康保険税(国保税)の特別徴収が始まります②

年金の受給年額が18万円以上などの条件を満たした場合(詳しくは広報おおづ3月号をご覧ください)、年金から国保税を天引きする「特別徴収」を行います。今回は特別徴収する税の仮徴収と本徴収を説明します。

4月からは平成20年度となりますが、その年度の税額は通常6月に確定、通知します。しかし、「特別徴収」は4月から始まります。そこで、8月の支払いまでは、仮の税額を納めることになります。これを仮徴収といいます。

10月から翌年2月までの「特別徴収」は、平成19年中の所得で計算して確定した年税額から4月～8月に仮徴収で払った税を引いた額を納めます。これが本徴収です。



みくろ  
さらなる  
税金  
vol.18  
税務課  
☎(293)3117

## 税は必ず納期限内に納めましょう

～町を動かすのはあなたが納める税金です～

町が行う仕事を計画どおり円滑に進めるためには、町税を納期限内に自主的に納付してもらう必要があります。貴重な財源である町税を有効に使うためご協力をお願いします。

### ●町税の納付はこちらで

大津町指定金融機関	肥後銀行
大津町収納代理金融機関	菊池地域農業協同組合、熊本県信用組合 熊本ファミリー銀行、熊本第一信用金庫 九州管内のゆうちょ銀行(沖縄県を除く)
町の収納窓口	役場会計課

### ●安心便利な口座振替をご利用ください

口座振替の手続きは預貯金通帳・通帳使用の印かん・納税通知書を持って、預貯金口座のある金融機関又は役場へお越しください。

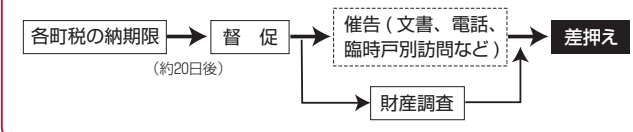
振替は納期限の日に行います。また、振替ができなかった場合は、再度の振替は行いません。納期限の日から約10日後に口座振替不能通知を郵送しますので、金融機関や役場会計課で支払ってください。

### ●もしも…納期限内に納付がなかったら

納期限を過ぎた約20日後に督促状を送ります。それでも納めなかった人は、町税を納めた人との公平さを保つため、下図のように差押(給料、預金、不動産、その他債権)などの滞納処分を行います。

昨年度も預貯金差押や不動産差押などを実施してきました。納期限内の支払いが困難な人は、事前に税務課へ納税相談を行ってください。

### ▼差押の流れ図



### ▼町税納期一覧表

納付月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
町 県 民 税			1期		2期			3期		4期	
固定資産税		1期		2期			3期		4期		
軽自動車税		全期									
国民健康保険税			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
(年金天引きの場合)	1期 仮徴収		2期 仮徴収		3期 仮徴収		4期 本徴収		5期 本徴収		6期 本徴収

ひとこと

領収書が整理されていると、来年の申告を正しく行うことができます。来年に備えて、今から領収書を整理しておきましょう。